

令和7年 第2回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 2月26日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年第 2 回美瑛町議会定例会

令和 7 年 2 月 2 6 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 発議第 3 号 美瑛町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3 号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 8 発議第 4 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4 号 美瑛町宿泊税条例の制定について
- 第 10 議案第 5 号 美瑛町駐車場利用税条例の制定について
- 第 11 議案第 6 号 美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定について
- 第 12 議案第 7 号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 8 号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 9 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 10 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 16 議案第 11 号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 議案第 12 号 美瑛町都市公園条例の一部改正について
- 第 18 議案第 13 号 美瑛町文化財保護条例の一部改正について
- 第 19 議案第 14 号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 20 議案第 15 号 美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

- 第 2 1 議案第 1 6 号 美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例の廃止について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の廃止について
- 第 2 3 発議第 1 号 美瑛町議会委員会条例の一部改正について
- 第 2 4 発議第 2 号 美瑛町議会会議規則の一部改正について
- 第 2 5 議案第 1 8 号 専決処分について
- 第 2 6 議案第 1 9 号 令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算（第 1 0 号）について
- 第 2 7 議案第 2 0 号 令和 6 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 8 議案第 2 1 号 令和 6 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 9 議案第 2 2 号 令和 6 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 0 議案第 2 3 号 令和 6 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 1 議案第 2 4 号 令和 6 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 2 議案第 2 5 号 令和 6 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 3 報告第 1 号 専決処分について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君							
副	町	長	吉	川	智	巳	君						
会	計	管	理	者	今	野	聖	貴	君				
総	務	課	長	新	村		猛	君					
まちづくり推進課	長	観	音	太	郎	君							
地域みらい創造室	長	大	庭	路	世	君							
税	務	課	長	岩	佐	和	男	君					
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君			
保	健	福	祉	課	長	鎌	田	静	香	君			
子ども・子育て支援室	長	谷	口	雄	二	君							
商工観光交流課	長	高	島	和	浩	君							
文化スポーツ課	長	才	川	健	一	君							
ジオパーク推進室	長	長	野	克	哉	君							
農	林	課	長	平	間	克	哉	君					
建	設	水	道	課	長	今	瀧	毅	君				
水	道	整	備	室	長	石	崎	智	大	君			
町立病院事務局	長	才	川	育	世	君							
総	務	課	課	長	補	佐	柴	田	崇	史	君		
総	務	課	課	長	補	佐	餌	取		良	君		
教	育	課	長	鈴	木	貴	久	君					
管	理	課	長	鈴	木		誠	君					
図	書	館	長	山	上	修	司	君					
農	業	委	員	会	会	長	只	野		透	君		
農	業	委	員	会	事	務	局	長	栗	原	行	可	君
代	表	監	査	委	員	大	西	宣	充	君			

○書記

事務局長 梶原 祐治 君
次長 竹本 匡志 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和7年第2回美瑛町議会定例会の招集に当たり、ご挨拶を申し上げます。

このところの気候で着実に春の訪れを感じるところではありますが、本格的な融雪時期を迎える時期にもなりました。本日の定例会、条例改正、補正予算、新年度予算ほか37項目の議案の審議を予定してございます。町民の皆さんに、生活と密着した重要な案件ばかりであります。慎重な審議をお願いするところでございます。なお発言につきましては、会議規則第54条に従い、全て簡明に行うこととしております。また議長の許可を全て得ることになっておりますので、改めて告知をいたし、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和7年第2回美瑛町議会定例会を開会致します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（野村祐司議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の方もご起立をお願いいたします。

○事務局長（梶原祐治君）

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） おはようございます。令和7年第2回美瑛町議会定例会、議員の皆様

ご出席で開催を頂きましたことを心より御礼を申し上げます。また日頃より町行政に対しまして大所高所、町民の皆様のお立場から、ご指導を頂いておりますことに関しましても併せて感謝を申し上げます次第でございます。

町議会、いずれも重要でまた厳粛な場でございますけれども、今定例会におきましては、令和7年度の一般会計、また各会計の予算案をご提案申し上げます、またそのほか重要な条例案につきましても、ご提案を申し上げます大変重要な場であると認識をしているところでございます。一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます議案につきましては、議案38件、報告1件の計39件でございます。いずれも重要な案件でございます。慎重なる、また闊達なるご審議を賜りまして、お認め頂きますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、5番保田仁議員と7番白石久代議員を指名いたします。

諸般の報告

- 議長（野村祐司議員） これから、諸般の報告を行います。

- 事務局長（梶原祐治君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

以上です。

- 議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

- 議長（野村祐司議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

5番、保田委員長。

（議会運営委員会委員長 保田 仁君 登壇）

○議会運営委員長（保田 仁議員）

（報告書の朗読を省略する）

以上報告をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これでは議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（野村祐司議員） 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月14日までの17日間に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月14日までの17日間に決定いたしました。

本日の議事日程は、議会運営委員会委員長の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（野村祐司議員） 角和町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。資料、お手元に配布済みのことと存じますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。3点につきましてご報告をいたします。

1点目、びえい雪遊び広場につきまして、本年18回目を迎えました雪遊び広場でございますけれども、1月25日から2月24日までの期間で、今年も開催を頂きました。特に初日のオープニングイベントでは様々なイベント内容で盛りだくさんで、多くの親子連れの方々に楽しんで頂いたと思うところでございます。実行委員会の皆様に心から感謝申し上げます。

2点目、寛仁親王記念第48回丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンにつきまして、今年も彬子女王殿下の御成りを賜りまして、2月15日、16日の日程で開催をさせていただきました。絶好のコンディションの中、360名の皆様が完走をされたところでありまして、無事に事故やけがもなく終了させていただきました。多く関係、ご協力を頂きました皆様に心から感謝申し上げます。

3点目、十勝岳噴火総合防災訓練につきましても、今年も2月19日、20日の2日間の日

程で、十勝岳火山防災協議会の構成機関による訓練、17機関235人の参加により実施をいたしたところでございます。今年は特にブラインド訓練が多く取り入れられまして、有事の際を想定したような実践形式の質の高い訓練が行われました。美瑛町の防災力を高めたことに繋がっているのかなと思うところでございます。ご協力頂きました関係機関の皆様にご心より御礼を申し上げます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

○議長（野村祐司議員） 日程第4、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は1頁及び2頁、条例の制定要旨及び新旧対照表は、別冊資料の1頁から6頁までになります。

今回の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることから、関係条例の一部を改正するため、整理条例として本条例を制定するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の1頁になります。1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の制定の概要ですが、条例中の罰則に定められている懲役及び禁錮について、拘禁刑に用語を改正するものです。第1条で、美瑛町行政不服審査会条例。第2条で、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例。第3条で、美瑛町職員の給与に関する条例。第4条で、美瑛町自然環境保全条例の4つの条例の所要の整理を行うものです。

3の施行期日ですが、令和7年6月1日から施行するものです。2頁から6頁までの新旧対

照表のご説明は省略いたします。

資料による資料によるご説明は終わり議案に戻ります。議案集の2頁の附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は令和7年6月1日から施行する。経過措置、第2項、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

以下、第3項から第5項までの朗読は省略いたします。以上で議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。制定条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成期基本等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（野村祐司議員） 日程第5、議案第2号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成期基本等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は

3 頁及び4 頁、条例の制定要旨及び新旧対照表は別冊資料の7 頁から1 2 頁までになります。

今回の情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するため、整理条例として本条例を制定するものです。

初めに議案を朗読しその後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の7 頁になります。1 の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2 の制定の概要ですが、法改正による条項ずれに伴う条文整理及び文言整理をするものです。第1 条で、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。第2 条で、美瑛町税条例。第3 条で、美瑛町都市計画税条例の3 つの条例の所要の整理を行うものです。

3 の施行期日ですが、令和7 年4 月1 日から施行するものです。

8 頁から1 2 頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明を終わり議案に戻ります。

議案集の4 頁の附則からになります。附則、この条例は令和7 年4 月1 日から施行する。以上で議案第2 号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。制定条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を行います。終わります。

これから日程第5、議案第2 号の件を採決します。議案第2 号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2 号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（野村祐司議員） 日程第 6、発議第 3 号、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

5 番、保田議員。

（5 番 保田 仁議員 登壇）

○5 番（保田 仁議員） 発議第 3 号の提案の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の改正につきましては、情報通信技術の活用による、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、デジタル社会基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年第 4 6 号以降、デジタル社会形成基本法等といいます。）及び刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読し、その後、改正内容についてご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

附則、施行期日、1、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 2 条、第 5 3 条及び第 5 4 条の規定は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

経過措置 2、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。それでは、別紙、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正要旨によりご説明をいたします。

また、改正に伴う新旧対照表は 2 頁から 7 頁になりますのでご参照をください。

改正の要旨は先ほど説明、説明したとおりですので、改正の概要についてですが、（1）デジタル社会形成基本法等に伴うものについては、条項のずれの整備及び文言の整理を行います。

（2）刑法等の一部を改正する法律に伴うものについては、罰則に規定されている懲役を拘禁刑に改正するものです。以上で、発議第 3 号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、発議第3号の件を採決します。発議第3号、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長(野村祐司議員) 日程第7、議案第3号、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第3号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は5頁から29頁まで、条例の制定要旨及び新旧対照表は別冊資料の13頁から62頁までになります。

今回の国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定は、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員等の旅費制度等々の権衡を保つよう、関係条例の一部を改正するため、整理条例として本条例を制定するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の13頁になります。1の要旨、制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の制定の概要ですが、国においては、旅費法の改正により、現行の旅費種目の名称や位置づけの変更に加え、包括宿泊費が新設されました。また、従前定額支給であった旅費費目のいくつかは、実費支給になるなど、支給方法に関して改正されたことから、国家公務員との間に権衡を失しないよう改正するものです。第1条で、美瑛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例。第2条で、証人等の費用弁償に関する条例。第3条で、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例。第4条で、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条

例。第5条で美瑛町職員の旅費に関する条例の5つの条例の所要の整理を行うものです。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものです。

14頁から62頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の29頁の附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。以下、第2項の朗読は省略いたします。以上で議案第3号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。制定条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第4号 美瑛町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第8、発議第4号、美瑛町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

（5番 保田 仁議員 登壇）

○5番（保田 仁議員） 発議第4号の提案理由についてご説明いたします。

今回の美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）の施行に伴い、美瑛町議会議員の費用弁償等の額を改正するため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読し、その後、改正内容についてご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別紙、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要旨によりご説明をいたします。また、改正に伴う新旧対照表は2頁から3頁になりますのでご参照ください。

改正の要旨には、先ほど説明したとおりです。

改正の概要についてですが、費用弁償として支給する額について、美瑛町職員の旅費に関する条例(昭和37年美瑛町条例第11号)に定める旅費相当額とするものです。以上で、発議第4号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○**議長(野村祐司議員)** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第8、発議第4号の件を採決します。発議第4号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 美瑛町宿泊税条例の制定について

日程第10 議案第5号 美瑛町駐車場利用税条例の制定について

○**議長(野村祐司議員)** 日程第9、議案第4号、美瑛町宿泊税条例の制定についての件及び日程第10、議案第5号、美瑛町駐車場利用税条例の制定についての件を一括議題といたします。

初めに議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐税務課長。

(税務課長 岩佐 和男君 登壇)

○**税務課長(岩佐和男君)** おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は30頁から37頁まで。制定要旨は別冊資料の63頁及び64頁になります。

今回の条例の制定につきましては、本町はこれまで地方交付税や各種補助事業等を活用した財政運営により、来訪者の増加に伴う費用負担に対応してきましたが、今後も増大が見込まれる費用を負担し続けるには限界があり、原因者である来訪者に負担を求めていく必要があります。町民の皆さんが安心して暮らし続けられるまちづくりのために、来訪者の受入れに伴う財政需要の増加に対応し、持続可能な観光目的地としての競争力を維持向上させるため、新たに美瑛町宿泊税条例を制定するものであります。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の要旨及び制定の概要などの説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは資料の条例の制定要旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の63頁及び64頁になります。1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明させていただきましたので省略いたします。

2の制定の概要になります。本条例は、第1条、趣旨から委任までの全19条から構成されております。第1条では、本条例の制定の趣旨について規定。第2条では課税根拠とする法令等について規定。第3条では、条例における用語について規定。第4条では、納税義務者について規定。第5条では、課税免除となるものについて規定。第6条では、納税義務者に課する税率について規定。第7条では、減免について規定。第8条では、徴収の方法について規定。第9条では、特別徴収義務者となるものについて規定。第10条では、特別徴収義務者が行う申告について規定。第11条では、納税管理人の申告等について規定。第12条では、特別徴収義務者が行う申告納入について規定。第13条では、特別徴収義務者が納入する不足金額等について規定。第14条では、徴収不能額等の還付または納入義務の免除の取扱いについて規定。第15条では、特別徴収義務者の帳簿の記載義務及び保存について規定。第16条では、間接地方税及び夜間執行の制限を受けない税である旨を規定。第17条では、納税管理人に係る申告に関する過料について規定。第18条では、帳簿の記載義務違反等に関する罪について規定。第19条では、規則への委任について規定。附則では施行期日、適用区分、経過措置、準備行為、徴収の方法の特例、同宿泊税に係る督促、滞納処分及び見直し期間の検討について規定しています。

3の施行期日は、規則で定める日からの施行と、公布の日からの施行となります。

資料による説明を終わり、議案集の36頁の附則になります。附則、施行期日。第1項この条例は法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から、施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は公布の日から施行する。

以下、第2項から第8項までの朗読は省略いたします。以上で議案第4号の提案理由の説明

を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐税務課長。

○税務課長（岩佐和男君） 議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は38頁から45頁まで、制定要旨は別冊資料の65頁及び66頁になります。

今回の条例の制定につきましては、本町はこれまで地方交付税や各種補助事業等を活用した財政運営により、来訪者の増加に伴う費用負担に対応してきましたが、今後も増大が見込まれる費用を負担し続けるには限界があり、原因者である来訪者に負担を求めていく必要があります。町民の皆さんが安心して暮らし続けられるまちづくりのために、来訪者の受入れに伴う財政需要の増加に対応し、持続可能な観光目的地としての競争力を維持向上させるため、新たに美瑛町駐車場利用税を制定するものであります。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の要旨及び制定の概要などの説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例の制定要旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の65頁及び66頁になります。1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明させていただきましたので省略いたします。

2の制定の概要になります。本条例は第1条、趣旨から委任までの全19条から構成されております。第1条では、本条例の制定の趣旨について規定。第2条では課税根拠とする法令等について規定。第3条では、条例における用語について規定。第4条では、納税義務者について規定。第5条では、課税免除となるものについて規定。第6条では、納税義務者に課する税率について規定。第7条では減免について規定。第8条では徴収の方法について規定。第9条では、特別徴収義務者となるものについて規定。第10条では、特別徴収義務者が行う申告について規定。第11条では、納税管理人の申告等について規定。第12条では、特別徴収義務者が行う申告納入について規定。第13条では、特別徴収義務者が納入する不足金額等について規定。第14条では、徴収不能額等の還付または納入義務の免除の取扱いについて規程、第15条では、特別徴収義務者の帳簿の記載義務及び保存について規程。第16条では、間接地方税及び夜間執行の制限を受けない税である旨を規定。第17条では、納税管理に係る不申告に関する過料について規定。第18条では、帳簿の記載義務違反等に関する罪について規定。第19条では、規則への委任について規定。附則では施行期日、適用区分、準備行為及び見直し期間の検討について規定しています。

3の施行期日は、規則で定める日からの施行と、公布の日からの施行となります。

資料による説明を終わり、議案集の44頁の附則になります。附則、施行期日。第1項、この条例は法第669条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

以下、第2項から別表第2までの朗読は省略いたします。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから総括質疑を行います。初めに議案第4号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております、議案第4号及び議案第5号の審議については、議長を除く12人の委員で構成する美瑛町新税審査特別委員会を設置し、同委員会への付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号及び議案第5号の審議については、美瑛町新税審査特別委員会への付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

しばらく休憩とします。休憩中に、美瑛町新税審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願ひます。

休憩宣言（午前10時15分）

（美瑛町新税審査特別委員会 開催）

再開宣言（午前10時26分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に、美瑛町新税審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。美瑛町新税審査特別委員会の委員長に10番八木幹男委員、副委員長に2番桑谷覺委員が互選されました。

日程第11 議案第6号 美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定について

○議長（野村祐司議員） 日程第11、議案第6号、美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障が

いの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鎌田保健福祉課長。

(保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇)

○保健福祉課長(鎌田静香君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、46頁から49頁になります。条例制定要旨につきましては、別冊資料の67頁から68頁になります。

今回の条例の制定につきましては、手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援についての基本理念を定め、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いを理解し、個性を尊重することによって、自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与するため、新たに本条例を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の条例制定の要旨によりご説明させていただきます。別冊資料の67頁になります。1の制定要旨は冒頭の提案理由で説明させていただきましたので省略いたします。

2の制定の概要です。本条例は、前文に始まり、第1条の目的から委任までの全8条から構成されております。第1条目的では、本条例の目的を規定。第2条用語の定義では、本条例で使用する用語の定義を規定。第3条基本理念では、本条例の基本理念について規定。第4条町の責務では、町の責務について規定。第5条町民及び事業者の役割では、町民及び事業者の役割について規定。第6条、施策の推進では、町が推進する施策について規定。第7条、財政上の措置では、施策を推進するための財政上の措置について規定。第8条、委任では、本条例のほか、必要な事項の委任について規定しています。

3の施行期日は令和7年7月1日からとなっております。資料の説明を終わり、議案集49頁の附則になります。附則、この条例は、令和7年7月1日から施行します。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わり、終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから総括質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号の審議については、総務文教常任委員会への付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって議案第6号の審議は、総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第12 議案第7号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、議案第7号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は50頁及び51頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の69頁から72頁までになります。

今回の美瑛町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正は、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において示された国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充を踏まえ、職員の柔軟な働き方を実現するよう、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

別冊資料の69頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、1点目として、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大で、育児を行う職員に対し、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を3歳に満たない子を養育する者から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者へ拡大するもの。2点目として、仕事と介護の両立を支援する勤務環境の整備で、家族の介護の必要が生じた職員への支援制度等の利用に係る勤務環境の整備を行うものです。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものです。

70頁から72頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の51頁の附則からになります。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、日程第12、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第13、議案第8号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は52頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の73頁及び74頁になります。

今回の美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の73頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、法改正に伴う職員の部分休業の承認に係る規定の条項ずれを整備するものです。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものです。

74頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によりご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の52頁になります。52頁の附則からになります。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上で議案第8号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします

します。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第8号の件を採決します。議案第8号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第14、議案第9号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第9号の提案につきましてご説明申し上げます。議案集は53頁から80頁まで、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の75頁から103頁までになります。

今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、令和6年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠した給与の改定及び職員が所有する住居に係る手当を段階的に廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読しその後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

別冊資料の75頁及び76頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、1点目として、給料表について、職務の級間の水準の重なりを解消

し、昇格時の給料表の上昇幅を拡大するなど、3級以上の号俸に属する職員の給与を職責重視のものに改めるもの。2点目として、扶養手当について、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応すること。また、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するため、令和7年度及び令和8年度の2年間で段階的に見直しを行うもの。3点目として、住居手当について、職員が所有する住居に係る手当、いわゆる持家手当について、令和7年度から令和11年度の5年間の特例措置を設けた上で、段階的に廃止するもの。4点目として、地域手当について、支給地域の単位の広域化、級地区分の再編及び民間賃金を反映した支給割合の見直しに伴い、札幌市の支給割合を3%から4%に引き上げるもの。5点目として、管理職員特別勤務手当について、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、管理職員の平日深夜にかかる特別勤務手当の支給対象時間帯を見直すもの。6点目として、再任用職員への手当支給の拡大について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、寒冷地手当及び住居手当を支給するよう拡大するものです。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものです。

77頁から103頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によりご説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の69頁の附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。以下、第2項から第5項まで、附則別表第1及び附則別表第2の朗読は省略いたします。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第9号の件を採決します。議案第9号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。次の再開を11時ちょうどといたします。よろしくお願ひいたします。

休憩宣言（午前10時46分）

再開宣言（午前11時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第15 議案第10号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第15、議案第10号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

谷口子ども子育て支援室長。

（子ども子育て支援室長 谷口 雄二君 登壇）

○子ども子育て支援室長（谷口雄二君） よろしくお願ひいたします。議案第10号の提案理由につきましてご説明をさせていただきます。議案集は81頁から83頁。改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の104頁から109頁までです。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども子育て支援施設等の運営に関する基準である平成26年内閣府令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

次に、資料の改正要旨によりご説明をいたします。資料は104頁になります。1の改正の要旨は冒頭の提案理由でご説明させていただきましたので省略をいたします。

2の改正の概要は、基準省令が条例の従うべき基準とされていることから、基準省令に準じて関連する規定の一部を改正するもので、特定地域型保育事業に対する特定教育保育施設等の保育支援と、代替保育に係る規定の改正と、連携施設の確保が困難な場合の経過措置期限を延長するものでございます。

3の施行期日は令和7年4月1日からとなっております。

105頁から109頁までの新旧対照表のご説明は省略をいたします。資料の説明を終わり、議案書に戻ります。

議案集の83頁、附則からになります。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第10号の件を採決します。議案第10号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第16、議案第11号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

谷口子ども子育て支援室長。

(子ども子育て支援室長 谷口 雄二君 登壇)

○子ども子育て支援室長(谷口雄二君) 議案第11号の提案理由につきましてご説明をさせていただきます。議案集は84頁から86頁。改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の110頁から114頁までになります。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準である平成26年厚生労働省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

次に、資料の改正要旨によりご説明をいたします。資料は110頁になります。1の改正の要旨は、冒頭の提案理由でご説明させていただきましたので省略をいたします。

2の改正の概要は、基準省令が条例に従うべき基準とされているため、省令に準じて関連する規定を改正するもので、保育所等からの保育内容支援や代替保育に関する規定の改正、即時提供のために必要な栄養士等の配置基準の改正、連携施設の確保が困難な場合の経過措置期間

を延長するものでございます。

3の施行期日は令和7年4月1日からとなっております。

111頁から114頁までの新旧対照表のご説明は省略をいたします。資料の説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の86頁、附則からになります。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第11号の件を採決します。議案第11号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 美瑛町都市公園条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第17、議案第12号、美瑛町都市公園条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧建設水道課長。

（建設水道課長 今瀧 毅君 登壇）

○建設水道課長（今瀧 毅君） 議案第12号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は87頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料115頁から116頁になります。

今回の美瑛町都市公園条例の一部改正につきましては、都市公園のうち、有料公園である新区画公園内のパークゴルフ場を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集87頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の115頁になります。1の改正の要旨につきましては冒頭の提案理由で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要は、別表第3、新区画公園の使用料の規定を削除するものです。

3、施行期日。令和7年4月1日から施行する。

なお資料116頁の新旧対照表対照表の説明は省略いたします。

議案集87頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第12号の件を採決します。議案第12号、美瑛町都市公園条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（「なし」の声）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 美瑛町文化財保護条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第18、議案第13号、美瑛町文化財保護条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川文化スポーツ課長。

（文化スポーツ課長 才川 健一君 登壇）

○文化スポーツ課長（才川健一君） 議案第13号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては88頁及び89頁。条例の一部改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の117頁から121頁になります。

今回の美瑛町文化財保護条例の一部改正につきましては、文化財の計画的な保存活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、別冊資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料の117頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

2の改正の概要ですが、美瑛町教育委員会が所管する文化財の保護に関する事務を移管し、町が管理及び執行するよう条文を整備するものです。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するものです。

118頁から121頁までの新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明終わり議案に戻ります。

議案集88頁からの附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は令和7年4月1日から施行する。美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正第2項、美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例、平成25年美瑛町条例第1号の一部を次のように改正する。第2条第2号中、文化財の保護に関することを除く、1号に掲げる者を除くに改め、同条に次の1号を加える。第3号、文化財の保護に関すること。

以下、附則第3項からの朗読は省略いたします。以上で議案第13号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 質疑の前に報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、教育委員会の意見を聴取した結果は、別紙配付のとおりであります。

これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。正直言って教育委員会さん何やってるのっていうのが正直なところで、文化財保護法では、法律ですよ。文化財の保護に関しては、文部科学省が担当してるんです。所管してるんですよ。さらに、文化財は愛護の充実の中でもはっきり都道府県教育委員会関係の市町村教育委員会が、こういった文化財の保護をやらなきゃいけないという風に明記してるんです。これに付随して、北海道教育委員会も、だから北海道文化財保護審査会を北海道教育委員会が所管することになってます。さらに、地方教育行政組織及び運営に関する法律、この中で、この中で文化財の保護に関することというのはもう明記されてるんです。教育委員会の仕事として責務として。

もう一つ、いきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中で、文化財保護に関しては、合議制の執行機関である教育委員会が管理し及び執行するとされている。合議制があるから教育委員会というのもあるんです。今回のやつ合議制ないですよ。教育委員会という

合議制があるところから、町長っていう単独の、個人になってますよね、これ。この条例っていう合議制っていうのが保たれるのかっていうのもありましてこれらを踏まえて、これ教育長にお聞きします、これ手放した教育長に。

1点目、これ先週急に出てきた条例改正なんですよね、1週間前に。何にも知られも何も分からないでできたと。なぜこのタイミングで出てきたのか。ただ、条例改正を提出するに至るまでの経緯っていうのは多分教育委員会の中で話し合われてると思うので、経緯を説明してください。

2点目、今、教育委員会議の議案の中には12月までで見当たらなかったのも、教育委員会の中できちんと合議されているのか議論されているのか、されてるなら日付とそこで出た委員さんたちの意見についてお聞きします。

3点目、教育委員会による文化財保護の役割をどのように考えているのかお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 文化財の保護に関する条例のについて町長部局に移すことについて、ご質問頂きました。こちらに今言われて興梠委員から言われました件ですけれども、まず最初に、1点目この移行するまで至るまでの経緯ということでございました。こちらについては、昨年6月の議会に興梠議員より文化財保護について教育委員会に対してご質問頂いたところがございます。その中で私のほうから、こちらについては、今現在、2点ほどの文化財保護を財産を所管しており、10数年間、その後の文化財保護に関する件は案件が出てきていない。その中で私のほうから、議論は尽くされた歴史的な文化財有形、主に有形的なものなんですけれども、こちらについては議論を尽くした関係で今現在、文化財保護を2点の2点のものとなっていることと、文化財保護審議会は開かれていないというようなことで答弁差し上げたということでございます。それを受けまして今年に入りまして、それぞれ町長部局と昨年の12月暮れにお話をしたときに、今後私が申し上げ、ちょっとあれなんですけれども、町長のほうから、今後について令和7年度については、芸術文化について、今後まちづくりの一環として進めていきたいというようなことがあったものですから、こちらについて文化財、現在、2つのものでしかありませんけれども、今後、指定されていないもの、未指定となっているものについて、今後、指定の加速が始まるのかなということで私は思ったところでありまして、こちらについて早急に事務を町長部局に移管を進めたところでございます。

次の2点目の、この議案について教育委員会についての議案に関わったかということでございますけれども、こちらにつきましては、今年2月には、今年2月5日開催の第1回の美瑛町教育委員会会議におきまして、文化財保護に関する事務の町長部局の移管について、議案として諮られて、委員のほうで意見等が意見がなかったんですけれども、意見なしとして、町長部

局に移行することには、問題ないということで可決されたところでございます。

それからもう一つ、3点目の文化の財の保護についての考え方でございます。まずこの条例について申し上げますと、作りの際にはこの文化財を指定するに当たっての、それぞれ、うん。ちょっとお待ちください。当たっての所要の所業の手続とそれから、指定された場合の、それから保全、保護に関する条例としてつくられたものでございます。したがって、文化財の保護、万全を図ることはもちろんなんですけども、文化財を保存する、町のもとは別としまして、例えば個人で文化財に指定になった場合は、個人に保全の義務が生じてくるものとなっております。したがって、今現在、この条例につきましても、申し上げましたように文化財の指定をするに当たっての所要の手続関係が主でありますので、こちらについてそれぞれ町長部局に移管することは、問題ないということでありまして、現在二つ、高橋北修さんの6点の絵画と、美瑛小学校のグラウンドにあります、陸軍廠舎の門柱この二つについて、それぞれ、今現存してございまして、郷土学館においては高橋北修さんの絵画を6点、そのうち2点を4か月に1回取り替えてあとはレプリカで展示していると。

それから、陸軍の廠舎門柱につきましても、次来年度予算を立てて、少しちょっと土台を整備するというような形で進めているところでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。申し訳ないですけど、全然駄目です。指定するに当たっての権限を町長に渡す。指定がこれからどんどん進むんじゃないか。これ、どのような重要な案件かっていうのが理解されてるんですかね。町長からこれ権限ちょうだいって言われて、はい分かりましたっていう、教育委員会の姿勢も問われるし、そもそも何で文部科学省が教育委員会に委ねられてるのかっていうのが、理解されてるのかって。これ審議会で文部科学省の審議会です。教育委員会が市長部局から独立していることで、専門的観点から事務執行ができ、政治的中立性も確保される。ここなんです、指揮も。選挙、選挙の影響を受けない教育委員会だからこそ中立性が保てるって言ってここをやってる。保護を任されてるんですよ。

もう一つありますよ。文化財は我が国の歴史や宗教と密接に関連するものであり、文化財保護は特定の文化に、文化財に対する価値づけを不可避とする、不可避を伴うことであるから、時々の政治的圧力や特定の宗派の介入によって保護の方針が曲げられ、偏った指定等の解除などにより質保存活用の必要な文化財の保護が後退することのないよう、政治的中立の確立が強く求められるという風にされてるんです。ここが肝なんです。これ教育委員会になってるって言うのは、だから、例えばですよ、時とときのその時の今の町長がどうこうって言うんじゃないんです。この先、その時の町長が、もしどっか政治的に偏った意向を持ったまた思想的に偏ったのを持っていたら、そこがちょっとそのこの部分の文化財っていうのが増えてる可能

性があるんです。そうすると歴史の歪曲になってくる可能性も出てくるんですよ。だから学術的価値を認める教育委員会というところが、きちんとそういう政治的なものを持たない教育委員会がきちんとやってくださいという風に文部科学省で言ってんです。そこの理解されていないからさっきから、何か増える規定がこれから増えるんじゃないかと。増えたらおかしくなります、またこれ。だから、今回は、教育振興基本計画の中で、学校教育方針に、歴史や文化伝統などを継承し、ふるさとに誇りを持ち上げて掲げてるわけですよね。その当の教育委員会さんが歴史と文化の宝である文化財を守ることを職務を投げ出してるっていう今回のことになってるんです。これで先生たちに鏡台教える先生たちに顔を向けできるのかっていうと、子どもたちに何を歴史文化を伝えていこうとしてるのか、教育委員会が本当に本質が問われるところです。それも踏まえて、もう一度3点お聞きします。

政治的中立を保つことへの文化財の責務をどのように考えているか。また、今回だから、合議制っていうのがなくなってくるんです。町長というものになるから。町長部局でもないから。町長になってますから。それをすると、教育委員会の部もちょっと個人にしているけど町長1人の権限をこのように強くしている理由について説明いたします。そして、文化財を守らないというのを手放してしまったんで、そういう姿勢を示したんで、学校教育社会教育の中で、町の文化財についてどんな風に伝えていくつもりなのか、お聞きします。

○議長（野村祐司議員） 3点。2点で良いの。

○4番（興相勝也議員） 3点。

○議長（野村祐司議員） 休憩します。

休憩宣言（午前11時28分）

再開宣言（午前11時28分）

○議長（野村祐司議員） 教育長分かったかい。再開します。

（「はい」の声）

鈴木局長。

○教育長（鈴木貴久君） ちょっと、答弁なってなかったら後でまたお願いします。政治的に最初の質問で政治的、中立的責務をどのように考えているかっていうことでございます。もちろん教育委員会では、それぞれ独立機関として教育委員会として成り立っているものでございますので、こちらについては、法律に基づいて、教育委員の事務、地方教育行政の組織及び運営に関する法令に基づいて、教育委員会が行う事務について記載されております。これについて求めているところでございます。ただし今回の文化財保護につきましては、話は、平成25年にこの法律が改正になったときに、ちょうど文化に関すること、スポーツに関することが町長部局に移行になりました。その当時私は職員でありまして、スポーツ、文化スポーツ課の文化スポーツ推進室という名称で、当時ありますけど、ここで文化財の保護の事務を担っていまし

たが、こちらで、平成25年改正で文化に関すること、スポーツに関すること、そして文化は文化財に関することを除くということで、この時点での法律改正はなされていませんでした。その後、平成30年に文化財の保護について、文化財の審議会の中で答申を受けて、今後予想される過疎化、それから、高齢少子化が進むに当たって、各地にある伝統の文化財が今後なくなっていくんじゃないか、滅失してくんじゃないか。例えば書物であれば、いろいろと分かれちゃって駄目になってんじゃないか、散失していくんじゃないかといったことで、それを防止するために、文化財をまちづくりに生かして、町長部局に持っている文化の伝承を地域社会総がかりで地域住民全体で取り組んでいく体制づくりを整備していくということが求められて、これについて法律改正で、町長部局になる場合には、教育委員会の条例を改正して町長部局に返せるということで成り立ってなったものでございます。したがって、政治的処理については、法律に基づいて、事務を執行してこの分のうちについては、認められた法律で認められているものでございますから、これについては、条例改正に基づいて移行できますよということになってますので、問題ないと考えているところでございます。

次に、町長個人に条例を改正したということで教育委員会から町長にということでございますけれども、この改正については、教育委員会、教育長がなっておりませんので、町側の条例を全て町条例、美瑛町、町という町長ということで、条例はつくりたてておりますので、これについては、町長部局に持っていくためには、町長にということで、個人名で、個人名ではなくて町長役職名だと思っておりますけれども、これについては改正されているものと認識しています。それから最後の。

○議長（野村祐司議員） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木貴久君） 今後の文化財を伝承してくるものについての質問でございます。最初の答弁で申し上げましたように、今現在、高橋北修さんの絵画6点、それから、門柱にて1点。それから、それぞれの美瑛町の重要文化財として、1号、2号と2つのものを行っているところでございます。こちらについては既に指定になっているものですので、この指定については、それぞれ保護しながら展示しながらということで守っていくものと考えておりますし、今後、未指定。今後出てくると予想されてるとしましては、無形文化財的な要素が今後出てくるのかなと思っておりますので、こちらについては、それぞれ指定文化財に指定され、町側となって指定し、の運びとなると思っておりますけれども、子どもたちにとっても、それを例えば、今現在まだ指定ではありませんけど、今後どうなるか私も分かりませんが、先日、白金太鼓の郷土芸能ということで50周年の記念の式典も行って、その後、3時間ぐらいにわたって演奏をしたわけでございます。こうしたことも見ることは重要でありますし、歴史的価値が50年という半世紀をたちましたので、こちらについては子どもにとって、それぞれこれから文化を大事に歴史を大事にするということは伝わっていると思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) いや、やっぱり何か姿勢が見えないっていうところが、非常に不満なんですけれども、6月には確かに陸軍門柱のところの看板消えかけてるのでって言ったら、確か教育長あれ早急に対応しますって、未だに何もやってませんよね。だから、歴史文化に対する理解っていうのが薄いんじゃないんですか、そもそもが。それだからこんなに簡単に手放したりする、権限を手放したり、手放したりする。だから改めて聞きます。根本的にこれ何で条例改正しなければいけないのか、教育委員会が責任持って文化財を保護していかいかなくてもいいっていう理由は何なのか。法律っていうけど、法律で完全に文部科学省のほうではなってますよ。文化財の保護は、文部科学省が管轄します。その下である教育委員会のほうで文化財もやりますっていう風に。これを見れば、やっぱり公平性公平性っていうか、さっきの政治的中立性っていうのも保たれなくなってくるんです。例えば今の町長がだからどうこう言うんじゃない。そこの先の町長です。先の町長でもしこういうことがあったらということです。例えば知り合いの後援会の会とか絵画持ってきて、これ守ってほしいんだよねって言ったら、じゃいいよって町でやるっていう、そういうこともできてしまうんですよ。損得みたいなことが。だからそういう影響受けない教育委員会が見てくれっていう風になってるのを繰り返しますけれども、その部分の、どんな風にやっていくかっていうのを踏まえて、再度、何で条例改正しなくちゃいけないのかっていう部分というのをもう一度お聞きます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 質問の中、途中での回答も申し上げますけども、今年の6月の質問のときに、確かに私のほうで小学校に入る第2号指定の陸軍廠舎門柱については、土台がちょっと傷んできているので改修したいというような話をしました。これについては、明日からの来年度の審議に入りますけど、令和7年度の予算に補修の計上をお願いしていただいているところでございます。教育委員会の今回の条例のなぜ改正しなきゃならんかということでもありますけども、先ほど1回目2回目と申し上げておりますように、この法律については、平成30年の2回目の改正のときに文化財保護法文化財に関することについては、まだ、教育委員会のほうでございまして、今後どう文化財保護法の審議会の中で議論の中で、今後、先ほどもお話し申し上げたように過疎化、高齢化、少子化が、進んでいくので社会の状況が変化していくので、それぞれ各地に大事に守られている文化財歴史的遺産等について、こちらにもうこれから分らなくなってくるんじゃないかと。いったことでありましたのでこちらについては、美瑛町のほうは指定が2件の未指定が今後あると思いますけども、こちらについてまちづくりに今後生かしていく、一体的に生かしていくのはどうだろうか。そして文化財の継承の担い手を育成し

ながらも、地域社会総がかりで地域住民一体となって取り組んでいく体制を整備するために、今後地域における文化財の保存が促進されるんじゃないかということで、こちらについて、予算を持っている町長部局に移管してやったほうがスムーズに推進力の強化が図れるんじゃないかということで判断して、教育委員会の会議のほうも、議会の会議でも理解を得られて、議決して、これまで進んで今回の条例制定にお願いしたものでございます。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

（4番 興梠 勝也議員 登壇）

○4番（興梠勝也議員） 失礼します。4番、興梠。反対尋問です。今回、教育委員会が、あああごめんなさい、反対討論です。失礼しました。

○議長（野村祐司議員） 議員さんに向けて。議員さんに向けて。ごめんね。

（「はい」の声）

興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠。反対討論です。今回教育委員会が文化財保護の責務を投げ出すというこれ全くの暴挙。何考えて町の教育行政を担っているのか、信用問題にも関わってきます。これよこせと言われて、はいはいと素直に差し出す、こういう状況。まさに浅はかとか思えない条例改正。教育委員会の存在意義、役割というものを理解されているのか。

先ほどから言ってるように、文化財の保護は政治的な中立性の確保が強く求められるもの。選挙で選ばれる町長が権限を握ってしまったら、文部科学省も教育委員会もしっかり守ってきた中立性の趣旨に反することになります。そのために法律でしっかり文科省の主観と明示されているんです。これやることで歴史文化の歪曲に生まれるかもしれないという素地をつくってしまったっていう。だからこういうことは止めなければいけない。こんなことで、そして子どもたちの歴史文化の大切さを教えることができるのか。なぜ条例改正が必要なのか、理由も説得力がなく、ちょっと不可解なものです。

教育委員会での議論も2月にやりましたって、この間やったばかりで何も問題ありませんでした。それは議論という合議でも議論でも何でもなし。手続一つ踏んでいない中で、急に持ち出してきた条例改正、とてもではないけれどもこれを通したら、後世の私の恥じになります。

歴史文化つくり上げてきた先人の方々、そして歴史文化を受け継いでいく将来の人々、これらの人々に顔を向けできるのか。これ町の将来に関わることで、子どもたちに関わる教育のこ

とです。軽々しく無責任に手を挙げることを私はできません。歴史文化の保護は法律にのっとって適切に執行されるべきもの、中立性を確保できる教育委員会の手でしっかりと守り、次の世代に引き継いで頂きたいです。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第18、議案13号の件を採決します。議案13号、美瑛町文化財保護条例の一部改正についての件を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案13号の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 美瑛町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第19、議案第14号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第14号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は90頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の122頁及び123頁になります。

今回の改正は、水道法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明をいたします。別冊資料122頁になります。1、改正の要旨につきましては冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略いたします。

2、改正の概要は、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

3、施行期日は令和7年4月1日となります。

資料123頁の新旧対照表の説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集90頁の附則からになります。附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。以

上で議案第14号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19議案第14号の件を採決します。議案第14号、美瑛町水道事業給水条例の一部改正についての件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案通り可決されました。

日程第20 議案第15号 美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第20、議案第15号、美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育世君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育世君） 議案第15号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、91頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の124頁及び125頁になります。

今回の条例改正につきましては、昨今の物価高騰等に対する使用料等の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の124頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略いたします。

2の改正の概要ですが、仕入価格と提供価格の差を是正するよう、給食料を400円から500円に、病衣貸与料を50円から100円に引き上げるものです。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行となります。

125頁の新旧対照表のご説明は省略いたします。資料によるご説明終わり議案に戻ります。

議案集 9 1 頁の附則からになります。附則、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。以上で議案第 1 5 号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、日程第 2 0、議案第 1 5 号の件を採決します。議案第 1 5 号、美瑛町立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 1 0 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 1 6 号、美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例の廃止について

○議長（野村祐司議員） 日程第 2 1 議案第 1 6 号、美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例の廃止についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第 1 6 号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は 9 2 頁になります。

今回の美瑛町地区集会施設設置補助金の交付に関する条例の廃止は、これまでの本条例に基づく地区集会、地区集会、施設の整備等に係る補助金制度について、令和 7 年度から導入予定の地域活動一括交付金へ統合することに伴い、本条例を廃止するものです。

それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第 1 6 号の提案理由のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。廃止条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これはこれから、日程第21、議案第16号の件を採決します。議案第16号、美瑛町地区集会所施設設置補助金の交付に関する条例の廃止についての件を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第17号 美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の廃止について

○議長(野村祐司議員) 日程第22、議案第17号、美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の廃止についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高島商工観光交流課長。

(商工観光課長 高島 和浩君 登壇)

○商工観光交流課長(高島和浩君) 議案第17号、美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の廃止についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、93頁になります。

美瑛町ビルケの森パークゴルフ場については、平成17年の開設以来、多くの町民や観光客に利用頂きましたが、平成26年頃より年々利用者が減少するとともに、ビルケの森における観光客ニーズの変容も顕著なことから、町内4か所のパークゴルフ場の在り方について、限られた財源を有効かつ適切に活用し、行政サービスの向上を図る観点から、施設の集約と管理経費の集中投資を行うため、施設を廃止することとし、美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例を廃止する条例を制定するものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第17号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。廃止条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第17号の件を採決します。議案第17号、美瑛町ビルケの森パークゴルフ場条例の廃止についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。次の再開は、13時、午後1時です。1時まで休憩といたします。

休憩宣言(午前11時54分)

再開宣言(午後1時00分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

日程第23 発議第1号 美瑛町議会委員会条例の一部改正について

○議長(野村祐司議員) 日程第23、発議第1号、美瑛町議会委員会条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

5番、保田議員。

(5番 保田 仁議員 登壇)

○5番(保田 仁議員) 発議第1号の提案理由についてご説明をいたします。

今回の美瑛町議会委員会条例の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律、令和5年法律第39号の施行に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読し、そのあと、改正内容についてご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別紙、美瑛町議会委員会条例の一部改正要旨により、ご説明をいたします。また、改正に伴う新旧対照表は2頁から4頁になりますのでご参照ください。改正の要旨は先ほどご説明したとおりですので、改正の概要についてご説明いたします。災害時の災害等の特例による各種委員会の開会及び公聴会における意見の申出など、議会に係る手続等についてオンライン化を可能とする規定の追加及び文言の整理するものです。以上で、発議第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第23、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会委員会条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 発議第2号 美瑛町議会会議規則の一部改正について

○議長（野村祐司議員） 日程第24、発議第2号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

5番、保田議員。

（5番 保田 仁議員 登壇）

○5番（保田 仁議員） 発議第2号の提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の美瑛町議会会議規則の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律、令和5年法律第39号の施行に伴い、議会に係る手続のオンライン化への対応及び現在の社会情勢等に合わせた所要の文言整理を行うため、本規則の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読し、そのあと改正内容についてご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは別紙、美瑛町議会会議規則の一部改正要旨によりご説明をいたします。また、改正に伴う新旧対照表は2頁から6頁になりますのでご参照ください。改正の要旨は先ほど説明したとおりですので、改正の概要について説明をいたします。請願書や意見書等の提出及び各種通知など、議会に係る手続についてオンライン化を可能とする規定の追加及び文言の整理をするものです。以上で発議第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第24、発議第2号の件を採決します。発議第2号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第18号 専決処分について

○議長(野村祐司議員) 日程第25、議案第18号、専決処分について承認を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第18号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は94頁から100頁までになります。

今回の専決処分は、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第9号)について、令和7年1月31日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容は、十勝岳ジオパーク推進協議会が本年度交付決定を受けている観光庁の補助事業である地域観光新発見事業において、当初計画していた概算払いから、事業完了後の精算に変更となったことから、同協議会の内部留保資金で不足する費用の追加です。

初めに議案を朗読いたします。94頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに歳出からご説明いたします。99頁になります。歳出第7款商工費、第2項文化スポーツ振興費、第4目郷土学館費、補正額400万円の追加。十勝岳ジオパーク推進事業に係る補助金の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。97頁になります。歳入第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額400万円の追加。普通交付税の追加による財源調整です。96頁の第1表歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で議案第18号の

説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。議案集の94頁から100頁まで。議案第18号本文と令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出予算、失礼しました。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論をなしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第25、議案第18号の件を採決します。議案第18号、専決処分について承認を求める件を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は承認することに決定をいたしました。

日程第26 議案第19号 令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）について

日程第27 議案第20号 令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第21号 令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第29 議案第22号 令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第30 議案第23号 令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第30 議案第23号 令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第31 議案第24号 令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第3号）について

日程第32 議案第25号 令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（野村祐司議員） 日程第26、議案第19号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）についての件、日程第27、議案第20号、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）についての件、日程第28、議案第21号、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）についての件、日程第29、議案第22号、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）についての件、日程第30、議案第23号、令和6年度

美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についての件、日程第31、議案第24号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第3号）についての件及び日程第32、議案第25号令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）についての件を一括議題といたします。

これから各議員の提案理由の、失礼しました。各議案の提案理由の説明を求めます。

初めに議案第19号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第19号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は101頁から151頁までになります。

今回の補正予算の主なものは、担い手確保経営強化支援事業費の割当て内示に伴う追加、除雪対策事業費の実績見込みに伴う追加、丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加ほか、財源確保に伴う各基金への積立金の追加、町立病院事業会計の決算見込みに伴う補助金の追加、各事業の事業費精査に伴う増減及び財源調整などであります。

初めに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。101頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。初めに歳出からご説明いたします。116頁になります。歳出第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費、補正額72万6,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額はなく、財源調整です。第2目一般管理費、補正額238万1,000円の減額。説明欄1の（1）住民自治活動保険料の実績見込みによる減額及び（2）行政区会館運営費補助事業の会館整備への補助要望による追加並びに説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第4目車両管理費、補正額120万円の減額。車両管理事業の実績見込みによる減額です。

118頁になります。第5目財産管理費、補正額220万6,000円の減額。説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第6目情報管理費、補正額20万3,000円の追加。情報管理事業の業務効率化に要するPCモニター増設に伴う事業費の追加及びその他実績見込みによる減額です。

第7目地域振興費、補正額939万6,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定及び実績見込みによる減額です。

120頁になります。第8目地域おこし協力隊事業費、補正額655万円の減額。説明欄の各事業の実績、事業費確定及び実績見込みによる減額です。

第9目移住対策費、補正額293万4,000円の減額。説明欄（1）移住対策事業の会計

年度任用職員の報酬額改定による追加及びその他説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

122頁になります。第10目交通安全対策費、補正額116万3,000円の減額。説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第12目災害対策費、補正額53万6,000円の減額。自主防災組織推進事業の実績見込みによる減額です。

第14目諸費、補正額16万7,000円の追加。過年度歳入過誤納還付金の還付予定額分の追加です。

第2項徴税費、第2目賦課徴収費、補正額27万8,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費、補正額90万9,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定及び実績見込みによる減額です。

124頁になります。第4項選挙費、第2目衆議院議員選挙費、補正額195万5,000円の減額。衆議院議員選挙費事業の事業費確定による減額です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額4,998万円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第2項、第2目高齢者福祉費、補正額80万円の追加。説明欄(1)老人福祉管理事業の事業費確定による減額及びその他、説明欄の各事業のサービス利用者の増による追加です。

126頁になります。第3目障がい者福祉費、補正額210万円の減額。説明欄(1)更生医療給付事業及び(3)障がい者福祉管理事業の実績見込みによる減額並びに(2)障がい者等療育施設訓練所交通費助成事業の事業費用の増に伴う助成金の追加です。

第7目地域支援事業費、補正額110万円の追加。介護予防日常生活支援総合事業の地域介護予防活動支援事業委託料の実績見込みによる減額及び各種サービス委託料の実績見込みによる追加です。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額414万1,000円の追加。説明欄(5)施設型給付費事業の公定価格の増に伴う追加及び(7)幼児教育保育副食費助成補助事業の利用実績の増に伴う追加並びにその他、説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第2目保育所費、補正額38万7,000円の追加。どんぐり保育園管理運営事業の燃料費及び光熱水費の実績見込みによる追加並びに委託料の事業費確定による減額です。

第5目児童館費補正額121万5,000円の減額、児童館管理運営事業の実績見込みによる減額です。

128頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、補正額3,091万3,000円の減額。大雪地区広域連合負担金の額の確定による減額です。

第2目保健指導費、補正額28万円の追加。説明欄(2)妊婦健診事業の不妊治療助成利用

者の増による追加及び検診受診の実績見込みによる減額並びにその他説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第3目予防費、補正額1,521万6,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定及び実績見込みによる減額です。

第4目保健センター費、補正額57万円の追加。保健センター管理運営事業の燃料費及び光熱水費の実績見込みによる追加です。

130頁になります。第6目環境衛生費、補正額331万4,000円の減額、説明欄(1)合併処理浄化槽設置整備事業の事業費確定による減額及び(2)大雪葬斎組合負担金の額の確定による減額です。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額55万円の減額、説明欄の各事業の実績見込みによる減額です。

第2目塵芥処理費、補正額58万円の減額、一般廃棄物収集事業の事業費確定による減額です。

第3目し尿処理費、補正額33万8,000円の減額、説明欄(1)し尿処理事業の実績見込みによる追加及び(2)浄化センター施設解体事業の事業費確定による減額です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額15万円の減額。農業委員会運営事業の実績見込みによる減額です。

132頁になります。第2目農業振興費、補正額1億1,870万1,000円の追加。説明欄(3)担い手確保経営強化支援事業の割当て内示による追加及びその他説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額28万5,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第3目基幹水利施設管理費、補正額64万7,000円の減額。基幹水利施設管理運営事業の実績見込みによる減額です。

第3項林業費第、第1目林業費補正額508万8,000円の減額、説明欄の各事業の事業費確定による減額です。134頁になります。

第2目町有林管理費、補正額849万2,000円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額5万6,000円の追加。消費者行政推進事業の会計年度任用職員の報酬額改定による追加です。

第2目商工業振興費、補正額77万1,000円の減額。商工業指導育成支援事業の実績見込みによる減額です。

第3目観光費、補正額1,926万3,000円の減額。説明欄(4)保養センター管理運

営事業の泉源温度上昇に伴う泉源使用料の追加及びその他説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第4目交流促進施設費、補正額11万8,000円の減額。道の駅運営支援事業の事業費確定による減額です。

136頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第1目文化振興総務費、補正額46万4,000円の減額、説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第2目生涯学習推進費、補正額59万4,000円の追加。説明欄1の(1)各種大会派遣事業のピアノコンクール全国大会出場、クロスカントリースキージュニアオリンピック出場に伴う補助金の追加及び(2)人づくり育成事業の事業費確定による減額並びに説明欄2の(1)地域人材育成研修施設管理運営事業の電気料の実績見込みによる追加です。

第3目町民センター費、補正額58万4,000円の追加。町民センター管理運営事業の灯油代、電気料及び電話料の実績見込みによる追加並びに施設保守管理委託に関する事業費確定による減額です。

第4目郷土学館費、補正額21万5,000円の減額。郷土学館管理運営事業の事業費、実績見込みによる減額です。

第6目保健体育総務費、補正額16万8,000円の減額。スポーツ振興事業の実績見込みによる減額です。

138頁になります。第7目保健体育総務費、補正額81万円の追加、説明欄の各事業の燃料費及び光熱水費の実績見込みによる追加並びに委託料及び工事請負費の事業費確定による減額です。

第8目イベント推進費、補正額220万円の減額。美瑛センチュリーライド事業の事業費確定による減額です。

第8款土木費、第1項土木費、土木管理費、第1目土木総務費、補正額29万8,000円の減額、説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額13万4,000円の減額。藤野川向線道路改修事業の事業費確定による減額です。

140頁になります。第2目道路新設改良費、補正額1億6,099万1,000円の減額。説明欄(4)新区画向上通学線橋梁架け替え事業は、北海道事業の先送りに伴う減額及びその他説明欄の各事業の事業費確定による減額並びに財源調整です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額74万7,000円の減額。橋梁維持修繕事業の事業費確定による減額です。

第4目除雪対策費、補正額3,424万1,000円の追加。説明欄(1)除雪対策事業の実績見込みによる追加及び(2)流雪溝維持管理事業の事業費確定による減額です。

第5目交通安全施設費、補正額227万4,000円の減額、説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額です。

第4項都市計画費、第1目公園費補正額16万9,000円の追加。公園維持管理事業の光熱水費の実績見込みによる追加及び手数料の実績見込みによる減額です。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、補正額2,066万7,000円の減額。大雪消防組合負担金の事業費の整理による減額です。

142頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額713万6,000円の減額。説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額です。

第3目学校給食費、補正額154万円の減額。学校給食管理運営事業の事業費、実績見込みによる減額です。

第5目通学自動車運行費、補正額14万円の追加。スクールバス運行事業の会計年度任用職員の報酬額改定による追加です。

第6目学童保育費、補正額44万円の減額、学童保育管理運営事業の事業費確定による減額です。144頁になります。第2項小学校費、第2目教育振興費、補正額51万8,000円の減額。説明欄(2)小学校支援教育推進事業の特別支援教育就学奨励費の実績見込みによる追加並びにその他説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額7万円の追加。中学校管理運営事業の会計年度任用職員の報酬額改定による追加です。

第2目教育振興費補正額385万7,000円の追加、説明欄(3)中学校支援教育推進事業の特別支援教育就学奨励費の実績見込みによる追加、(4)中学校指導用教科書整備事業の指導用教科書の購入に伴う追加及び(5)中学校災害共済給付事業の災害給付共済給付の実績見込みによる追加並びにその他説明欄の各事業の実績見込み及び事業費確定による減額です。

146頁になります。第4項社会教育費、第1目社会教育総務費、補正額116万5,000円の減額。社会教育総務管理事業の実績見込みによる減額です。

第2目公民館費、補正額4万3,000円の追加、説明欄(1)公民館事業の会計年度任用職員の報酬額改定による追加及び(2)出会いふれあい祭り事業の事業費確定による減額です。

第3目図書館費、補正額113万8,000円の減額。図書館管理運営事業の実績見込みによる減額です。

第11款公債費、第1項公債費、第2目利子、補正額103万円の減額。起債償還利子の実績見込みによる減額です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額5,575万1,000円の追加。財源確保による積立金の追加です。

第2目財政調整基金費、補正額2万4,000円の追加、利子分の積立金の追加です。

第3目減債基金費、補正額38万7,000円の追加、利子分の積立金の追加です。

148頁になります。第4目農業振興基金費、補正額2,000円の追加、利子分の積立金の追加です。第5目福祉基金費、補正額1,000円の追加、利子分の積立金の追加です。

第6目人づくり育成基金費、補正額29万7,000円の追加。利子分の積立金の追加です。

第8目森林環境譲与税基金費、補正額はなく、財源調整です。第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2億3,872万円の追加。12月補正以降のまちづくり寄附まちづくり寄附金8,701件分、2億2,541万4,000円、企業版ふるさと納税寄附金5件分、1,230万円及び匿名希望の方からの寄附金1件100万円及び利子分6,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる追加です。

第10目土地開発基金費、補正額6万5,000円の追加、利子分の積立金の追加です。

第11目観光振興基金費、補正額2,123万5,000円の追加。財源確保による積立金の追加です。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額11万2,000円の減額。事業費確定による補助金の減額です。

第2目上水事業負担金、補正額48万3,000円の追加。事業費確定による負担金の追加です。

150頁になります。第3目下水道事業補助金、補正額1,438万4,000円の減額。事業費確定による補助金の減額です。

第4目下水道事業負担金、補正額139万8,000円の追加。事業費確定による負担金の追加です。

第5目病院事業補助金、補正額8,000万円の追加、町立病院事業会計の決算見込みによる補助金の追加です。

第6目病院事業負担金、補正額292万1,000円の減額。事業費確定による負担金の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。108頁になります。歳入、第1款町税、第1項徴税、第2目法人、補正額65万円の減額、事業収益の減少に伴う決算見込みによる減額です。

第3項軽自動車税、第1目環境性能割、補正額85万円の追加対象車両の増に伴う決算見込みによる追加です。

第2目種別割、補正額10万円の減額、対象車両の減に伴う決算見込みによる減額です。

第4項たばこ税、第1目たばこ税、補正額170万円の減額。売渡し本数の実績見込みによる減額です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額7,766万8,000円の追加、再算定分を含む普通交付税額の確定による追加です。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第2目農林水産業費負担金、補正額74万3,000円の減額、基幹水利施設管理負担金、白金地区の決算見込みによる減額です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額433万1,000円の追加。説明欄の各負担金の実績見込みに伴う増減による追加です。

第2目衛生費負担金、補正額60万9,000円の減額。国民健康保険基盤安定負担金の額の確定による減額です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額4,870万2,000円の減額。説明欄の各補助金交付金の額の確定及び事業費確定に伴う増減による減額です。

第3目衛生費負担金、補正額978万9,000円の減額、説明欄の各補助金交付金の額の確定及び事業費確定による減額です。

第5目商工費補助金、補正額6,630万円の追加。観光受入環境整備事業補助金は、オーバーツーリズムの未然防止、抑制による持続可能な観光推進事業補助金の採択による追加。文化芸術創造拠点形成事業は、文化芸術振興費補助金の不採択による減額です。

第6目土木費補助金、補正額68万8,000円の減額。住宅リフォーム等助成事業交付金の額の確定による減額です。

110頁になります。第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額25万円の追加。衆議院議員選挙委託金の額の確定による追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額130万6,000円の減額、説明欄の各負担金等の実績見込みに伴う増減による減額です。

第2目衛生費負担金、補正額285万7,000円の減額。説明欄の各負担金の額の確定による減額です。

第3目土木費負担金、補正額1億5,950万円の減額。北海道事業の新区画向上通学線藤野橋梁架替事業の先送りによる減額です。

第2項道補助金、第1目総務費補助金、補正額75万円の減額。説明欄の各交付金等の額の確定に伴う増減による減額です。

第4目農林水産業費補助金、補正額1億2,248万4,000円の追加。担い手確保経営強化支援事業の割当て内示による追加並びにその他、説明欄の各補助金等の事業費確定及び実績見込みに伴う増減による追加です。

第5目、商工費補助金、補正額50万1,000円の追加。北海道消費者行政強化事業補助金の額の確定による追加です。

第6目土木費補助金、補正額24万7,000円の追加。住宅リフォーム等助成事業補助金の額の確定による追加です。

第7目教育費補助金、補正額70万円の減額。北海道スクールソーシャルワーカー活用事業

補助金の実績見込みによる減額です。

112頁になります。第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、補正額73万4,000円の追加、説明欄の各基金運用利子の見込みに伴う増減による追加です。

第2項財産売払い収入、第1目不動産売払収入、補正額203万6,000円の減額。町有地岩石売払収入の売払実績確定による減額です。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、補正額2億5,538万7,000円の追加。匿名希望の方からの寄附、2件、630万円。日産自動車株式会社からの寄附100万円。まちづくり寄附金、8,701件分、2億2,541万4,000円。企業版ふるさと納税寄附金、5件分、1,230万円。ガバメントクラウドファンディング寄附金、449件分、1,037万3,000円の追加です。なお、1月31日現在まででガバメントクラウドファンディングを含む本年度のまちづくり寄附は、1万6,165件、3億7,982万3,000円となっております。また、企業版ふるさと納税寄附は、24件、3,300万円となっております。

続いて第18款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金、補正額1億84万9,000円の減額。事業費確定に伴う財源調整による、説明欄の各基金繰入金の減額です。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額5万円の追加、令和5年度の繰越金は、2億7,924万円で、今回の追加補正で繰越金は全額計上となります。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額127万5,000円の減額。説明欄の各助成金支援金の減額及び中学校災害共済給付の見込額の増に伴う追加並びにその他財源調整に伴う追加です。

114頁になります。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額600万円の減額、説明欄の各事業の事業費確定等による減額です。

第2目民生債、補正額150万円の減額、説明欄の各事業の財源調整による減額です。

第3目衛生債、補正額880万円の減額、説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第5目商工債、補正額370万円の減額、説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第6目土木債、補正額870万円の減額。説明欄の各事業の事業費確定による減額です。

第7目病院事業債、補正額90万円の減額。医療設備整備事業の事業費確定による減額です。

第8目臨時財政対策債、補正額65万2,000円の追加、額の確定による追加です。

次に、104頁になります。第2表繰越明許費補正です。令和7年度に繰越して事業を実施するものです。款項事業名、金額の順に読み上げます。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、朗根内上俵真布線道路改良舗装事業6,800万円。旭美瑛線道路改良舗装事業1億6,500万円、合計2億3,300万円。

次に、105頁になります。第3表債務負担行為補正です。令和7年度において、まちづく

り寄附管理事業を業務委託により実施するため予算において債務負担行為を定める必要があるところから、債務負担行為補正をするものです。

第3表債務負担行為補正追加、事項、まちづくり寄附管理事業、美瑛町ふるさと納税事務代行及び広告宣伝業務。期間、令和7年度。限度額、事業費1,980万円。

次に、106頁になります。第4票地方債補正です。変更前の地方債の総額、13億4,614万2,000円から2,894万8,000円を減額し、変更後の地方債の総額を13億1,719万4,000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第4表地方債補正変更、公共施設等適正管理推進事業、変更前限度額2,370万円、変更後限度額2,360万円。脱炭素化事業債補正、変更前限度額1,220万円、変更後限度額870万円。緊急自然災害防止対策事業、変更前限度額900万円、変更後限度額880万円。

107頁になります。辺地対策事業、変更前限度額3億3,940万円、変更後限度額3億3,110万円。過疎対策事業、変更前限度額7億8,230万円、変更後限度額7億6,480万円。臨時財政対策債、変更前限度額1,104万2,000円、変更後限度額1,169万4,000円。合計変更前限度額13億4,614万2,000円。変更後限度額13億1,719万4,000円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

102頁及び103頁の第1表歳入歳出予算補正のご説明は、省略いたします。以上で議案第19号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第20号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） 議案集につきましては、152頁から157頁になります。

このたびの補正予算の内容は、老人保健施設ほの香のエアコン設置等の改修工事請負費の額の確定に伴う減額です。議案集152頁になります。

（議案の朗読を省略する）

153頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略します。以上で議案第20号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第21号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第21号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は158頁から163頁になります。

今回の補正の主な内容は、歳出につきましては、人件費の減額電気料及び基金積立金の追加です。歳入については、源泉使用料の追加、繰入金の減額。繰越金の追加についてお願いするものでございます。

初めに、議案条文を朗読しその後補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は、158頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出予算、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は162頁及び163頁になります。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額147万5,000円の減額です。支払い対象職員の変更に伴う給与手当及び共済費の減額です。

第2款源泉施設費、第1項源泉管理費、補正額37万6,000円の追加です。電気料の執行見込みに伴う電気需用費の追加。スマートメーター設置業務の額の確定に伴う需用費及び役務費の減額、低温バイパス工事の額の確定による減額です。

第4款、基金積立金、第1項基金積立金、補正額1,049万9,000円の追加です。額の確定による基金積立金の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は160頁及び161頁になります。歳入、第2款源泉使用料、第1項使用料、補正額178万7,000円の追加です。低温バイパス工事によりイオンが安定したことによる源泉使用料の追加です。

第3款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、補正額1万2,000円の減額です。繰入れ対象経費の額の確定による減額です。

第2目一般会計繰入金、補正額59万2,000円の減額です。繰入れ対象経費の額の確定による減額です。

第4款繰越金、第1項繰越金、補正額821万7,000円の追加です。繰越金の額の確定による追加です。

150頁の第1表、歳入歳出予算歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。以上で議案第21号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 室長そのままいてください。

次に、議案第22号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石崎水道整備室長。

○水道整備室長(石崎智大君) 議案第22号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は164頁から170頁になります。

今回の補正の主な内容は、第2条で定めている業務の予定量の減、収益的支出では額の確定

に伴う委託料及び減価償却費の減額、執行見込みによる人件費の減額、固定資産除却費の追加です。収益的収入については、額の確定に伴う一般会計負担金及び一般会計補助金の減額、長期前受金戻入の追加となります。資本的支出では、建設改良費の執行見込みに伴う委託料及び工事請負費の減額、資本的収入では、企業債及び道負担金の減額及び他会計負担金の追加となります。

初めに、議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は、164頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は168頁になります。支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費、補正額40万円の皆減です。予定していた接合栓の清掃業務につきまして、年度当初に接合栓が故障し修繕で対応したことによる委託料の皆減です。

第3目総務費、補正額363万円の減額です。支払い対象職員の調整に伴う給与手当法定福利費の減額です。

第4目減価償却費、補正額47万円の減額です。減価償却費の確定に伴う減額です。

第5目資産減耗費、補正額403万4000円の追加です。固定資産処分等に伴う固定資産除却費の追加です。

次に、収入についてご説明いたします。議案集は、167頁になります。収入第1款、水道事業収益第2項営業外収益、第1目他会計負担金、補正額30万3,000円の減額です。額の確定に伴う一般会計負担金の減額です。

第3目他会計補助金、補正額11万2,000円の減額です。額の確定に伴う一般会計補助金の減額です。

第4目長期前受金戻入、補正額124万9,000円の追加です。資産整理に伴う追加です。

次に、資本的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は170頁になります。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目原水及び浄水設備工事費、補正額640万円の減額です。本町浄水場耐震診断業務の執行見込みに伴う減額です。

第2目配水及び給水設備工事費、補正額1,400万円の減額です。配水管布設替等の工事費の執行見込みに伴う工事請負費の減額です。

第2項固定資産購入費、補正額17万円の減額です。量水器購入の確定に伴う減額です。次に収入についてご説明いたします。

議案集は169頁になります。収入、第1款資本的収入、第1項企業債、補正額810万円の減額です。対象経費の額の確定に伴う減額です。

第3項負担金、第1目他会計負担金、補正額78万5,000円の増額です。対象経費の額の確定に伴う増額です。

第2目工事負担金、補正額150万円の減額です。工事内容変更に伴う道負担金の減額です。議案集170頁、欄外になります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億3,353万7,000円は過年度分損益勘定留保資金2億3,353万7,000円で補填するものとする。以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 室長そのままお願いします。

次に、議案23号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 議案23号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は171頁から175頁になります。

今回の補正の主な内容は、収益的支出では、執行見込みに伴う委託料及び人件費の減額、額の確定に伴う有形固定資産減価償却費の減額。固定資産処分等に伴う固定資産除却費等の減額です。

収益的収入では、雨水処理負担金の追加、執行見込みに伴う一般会計補助金の減額。額の確定に伴う国庫補助金の減額及び固定資産処分等に伴う長期前受金戻入の減額です。

資本的支出では、執行見込みによる工事請負費の減額です。

初めに、議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は171頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出より説明いたします。議案集は174頁になります。支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第1目管渠費、補正額22万2,000円の減額です。執行見込みに伴う委託料の減額です。

第2目処理場費、補正額15万9,000円の減額です。執行見込みに伴う委託料の減額です。

第3目コンポストヤード費。補正額8万円の減額です。執行見込みに伴う委託料の減額です。

第4目総係費、補正額1,419万2,000円の減額です。支払い対象職員の変更に伴う、人件費の減額及び執行見込みに伴う委託料の減額です。

第5目減価償却費、補正額97万5,000円の減額です。額の確定に伴う減額です。第6目資産減耗費、補正額62万8,000円の減額です。固定資産除却費の確定に伴う減額です。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税、補正額150万円の減額です。執行見込みに伴う減額です。

次に、収入についてご説明いたします。議案集は173頁になります。収入、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第2目雨水処理負担金、補正額139万8,000円の追加です。額の確定に伴う負担金の増額です。

第2項営業外収益、第2目他会計補助金、補正額1,438万4,000円の減額です。執行見込みに伴う一般会計補助金の減額です。

第3目国庫補助金、補正額432万円の減額です。額の確定に伴う国庫補助金の減額です。

第4目長期前受金戻入、補正額43万4,000円の減額です。資産整理に伴う長期前受金戻入の減額です。

次に、資本的支出についてご説明いたします。議案集は175頁になります。資本的支出、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正額21万8,000円の減額です。執行見込みによる工事請負費の減額です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億665万4,000円は過年度分損益勘定留保資金2,096万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,569万円で補填するものとする。以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 室長そのままお願いします。

次に、議案第24号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第24号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は176頁から177頁になります。

今回の補正の主な内容は、収益的支出では、執行見込みに伴う電気料及び修繕費の減額、収益的収入では、売電に係る収入見込みに伴う電気料の追加でございます。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は176頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出よりご説明いたします。議案集は177頁になります。支出第1款電気事業費用、第1項営業費用、補正額198万5,000円の減額です。執行見込みに伴う電気料及び修繕費の減額です。

第3項事業外費用、補正額7万円の増額です。執行見込みによる消費税及び地方消費税の追加です。次に収入についてご説明いたします。

収入、第1款電気事業収益、第1項営業収益、補正額546万円の追加です。売電に係る収入見込みに伴う電気料の追加です。以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第25号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

才川町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 才川 育世君 登壇）

○町立病院事務局長（才川育世君） 議案第25号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集は178頁から183頁になります。

今回の補正の主なものにつきましては、入院患者予定数及び外来患者予定数が既決予定量を下回る見込みとなったため、業務の予定量を減員するものです。

収益的収入においては、入院患者数及び外来患者数の予定量減員による医業収益の減額。経営安定化のための医業外収益の追加。

収益的支出においては、給与費及び減価償却費の減額、材料費などの追加。また資本的収入及び資本的支出においては、実績確定に伴う不用額の減額等をお願いするものです。

初めに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、収益的収入及び支出からご説明いたします。初めに収益的支出からご説明いたします。議案集は182頁になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額1,490万3,000円の減額。職員給与につきましては、育児休業取得及び会計間異動に伴う減額、法定福利費につきましては、共済組合負担金率の確定に伴う減額です。

第2目材料費、補正額2,415万3,000円の追加、薬品費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る治療薬等の薬品購入数増に伴う追加、診療材料費につきましては、検査材料費、購入数増などに伴う追加です。

第5目減価償却費、補正額214万8,000円の減額。建物付属設備減価償却費につきましては、資産変動の確定に伴う減額、工器具備品減価償却費につきましては、資産変動の確定に伴う追加です。

第6目資産減耗費、補正額190万7,000円の追加。固定資産除却費につきましては、当年度に除却した資産の費用計上に伴う追加です。

第3項特別損失、第1目固定資産売却損補正額81万3,000円の追加、固定資産売却損につきましては、医療機器売却に係る資産の残存価格と売却価格の差額の費用計上に伴う追加です。

次に、収益的収入についてご説明いたします。議案集は181頁になります。第1款病院事

業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額4,825万7,000円の減額、患者数が予定する予定量を下回って推移しており、減額するものです。

第2目外来収益、補正額2,885万1,000円の減額。患者数が予定数を下回って推移しており、減額するものです。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金、補正額8,000万円の追加。医業収益の減少に伴い、年度内の現金預金が減少する見込みであることから経営安定化のため追加するものです。

第3目患者外給食収益、補正額36万9,000円の減額、執行見込みによる減額です。

第4目長期前受金戻入、補正額3,000円の追加、資産変動の確定に伴う追加です。

第5目その他医業外収益、補正額11万6,000円の追加、各種証明書作成件数等の執行見込みによる追加です。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。はじめに資本的支出からご説明いたします。議案集は183頁です。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額74万9,000円の減額。入札執行等に係る実績確定に伴う減額です。

第2目工事請負費、補正額271万7,000円の減額。こちらも実績確定に伴う減額です。

続いて資本的収入です。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金、第1目医療整備医療設備整備負担金、補正額292万1,000円の減額、入札執行等に係る実績確定に伴う減額です。

第2項企業債、第1目企業債、補正額90万円の減額。実績確定に伴う減額です。

第3項固定資産売却費、第1目固定資産売却費、補正額15万円の追加、間接協システムの医療機器売却に伴う追加です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,373万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,373万5,000円で補填するものとする。以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これで7案件についての提案理由の説明を終わります。

午後2時30分まで休憩いたします。

休憩宣言（午後2時19分）

再開宣言（午後2時30分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。初めに、7案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで7案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第19号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第19号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑を行います。議案集の116頁から125頁まで。はじめに、歳入歳出予算、失礼しました。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の124頁から127頁まで、第3款民生費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 3款1項1目、社会福祉総務費、1の2、3、4、まとめですけれども、これ交付金、2番臨時特別が1,220万、臨時特別、低所得世帯分が3,100万、子育て加算分が280万の減額となっておりますけれども、これは、予定していたよりもかなり申込みが少なかったということによろしいのでしょうか。もし少なかったら、各それぞれ何人を予定して何人来たってというデータもあれば一緒をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 臨時特別給付金事業の各調整給付金。低所得世帯分、子育て加算分の減額についてですが、予算を計上したときに、知り得る限りの情報で対象者を見込んで、予算の積算をしております。その際交付金の額が少なくても困るので、まず対象を少し多く見積もっているという現状がありました。そして、実際、対象抽出をする際にシステム改修で、対象手術抽出を改修後に行っているんですが、その際に、事前に見積もっていた対象者数との乖離がちょっと大きかったということが、実際のところはあります。それで、実際、ご案内を差し上げた対象者に対しましては、まず調整交付金のほうは94%が支給申請されておりますのと、低所得世帯については、92%が申請されております。また、子育て加算分については、100%の方が申請をされて給付している現状にあります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。結構高い数字は出てるんですけど、やっぱり調整給付金6%ぐらい、低所得者ってやっぱり8%ぐらいはやっぱり取り残しっていうか、支給されなかった、支給漏れ、支給漏れとは言わないですね、取り残された方がやっぱりちょっといたってということは、いたということによろしいのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 100%ではなかったんですけれども、こちらで対象と思われる方ということで把握している方の中でも、実際に扶養になっている方ですとかで、対象になってない方もいらっしゃるかと思いますので、厳密に全員が何ていいんじゃないか、対象は給付していなかった方たちの全員が申請していないということではなく、そういった実際対象ではない方も含まれていた可能性があるということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁委員。

○4番(興柁勝也議員) いや考えてみれば、残り6%で1,200万。残り8%で3,100万余るっていうのも、かなり数が、何か乖離があるような。100%余ってもやっぱり280万、余計に交付されてるんですよね。ちょっと数を多めに見すぎて、見込みが甘すぎたんじゃないかっていう気もするんですけど、その辺いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) ご指摘の、甘んじて受けたいと思うんですけれども、実際やはりシステムのほうで抽出した数と実数、事前に見積もっていた数がちょっと乖離があったのと、ちょっと定額低所得者の分については、一世帯当たりの給付の額も大きかったということもありまして、ちょっと多額な減額となりました。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の128頁から131頁まで。第4いいですよ。うん。失礼しました。議案集の128頁から131頁まで。第4款衛生費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の130頁から135頁。第6款農林水産業費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の134頁から139頁まで。第7款商工費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。7款1項3目、1の3観光センター管理運営事業及び同じく1-6、青い池管理事業及び7款2項1目、1-2文化芸術創造拠点推進事業、この4点、3点についてお聞きします。まず、観光センター管理事業ですけれども、これ、備品購入、大体これもう工事は終わってるはずですけど、まだ開いてないっていうのは何かこれ理由があるんでしょうか。次、青い池管理運営事業、建設事業1、717万。今これトイレかなっていう気もするんですけど、トイレの建設工事かなっていう気もするんですけど、今これ物価高騰、結構資材高騰でみんな値上げに上げてきてる中で、1、700万、本当にこれ減額でよかったのか、ちょっと確認させてください。

それと、2項1目の文化芸術創造拠点事業。これ、さっき不採択で970万減額っていう風に、歳入のところで説明があったんですけど、970万減額になってるけどもこっちの事業のほうでは、440万の減額っていう風になってるんで、どんな事業だったのかっていうのを説明をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまの議員のご質問で観光センターの関係ですけれども、観光センターについては、この減額については備品購入費の入札落札の減ということなんですけれども、観光センターについては、指定管理事業、指定管理を観光協会のほうに行っておりまして、工事も終わりました、備品も、町として導入している備品については全て導入のほう終わっておりまして、あとは観光協会として必要な人員とですね、それからそれに関わる備品、観光協会が用意するべき備品をそろえまして、人員の配置をして、あけて指定管理の中でオープンしていくということになるんですけども、開いているというかですね、体験事業やるときにですね、そこを開けて、今体験事業の例えば、休憩室や着替えをしたいっていうような活用の今そのぐらいになってるという。本来であればですね、常時空けておいて、宿泊される方々があそこで体験事業の受付をしてっていうところに積極的に活用してもらおうということなんですけれども、まだちょっと体制のほうは観光協会の人員的にも物的にもちょっとまだそろってないということで、必要なときに開けているという状況だという風に聞いています。

それから青い池の管理運営事業に伴います1、715万3,000円は、この減額の理由ということだと思いますけれども、これにつきましては、当初の設計をやっている段階で、北電との協議の中で北電柱、電気の引込みの場所がですね、どこにするかっていう、協議を行ってで

すね、当初実施設計を行っている中ではですね、出口付近、今の駐車場の出口付近から持ってこなければ駄目だということで、北電のほうからお話がありまして当然そうなるとですねかなり延長が長くなりますので、引込み柱から本柱を立ててトイレまで電気持っていくということで、北電からの協議があったんですけども、最終的な建築に関わっていく協議の中で、もともとのですね、今のトイレの裏側に古い駐車場があるんですけども、そちらからの引込みで構わないという、北電が最終的に判断していただいたので、この引込み柱と本柱の本数が減ったと。それに伴いまして当然その施工費が減ったり一般管理費が減ったり、当然ケーブルも減りますんで、その分の減額は、大きかったということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) 文化芸術創造拠点推進事業の件でございますけど、まず減額補正が440万となっております。それからこちらの部分136頁の部分の記載になりますけれども、財源といたしまして国庫支出金が970万円の減額。その代わり、こちらの事業の実施を前提といたしました寄附金がございましたので、それがプラス530万円、差引きで440万円の減額という形の事業費という形になってございます。

それから事業内容につきましてでございますけれども、令和6年6月12日から26日までの15日間、美瑛町の各地で文化芸術のイベントを実施したというような形でございます。町民センターでのシンポジウムを皮切りに、映画上映会14回。それと、演劇公演、ダンス公演。それからまちなか公園ワークショップですとかっていう形の事業を実施しているというような事業内容でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵委員。

○4番(興柵勝也議員) 1つだけ追加で、さっきの文化芸術ですけども、ということはこれ5,300万円の寄附金で全部賄えたということで考えてよろしいんでしょうか。あ、500だ、530万。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) もともとこちらの予算案1,500万円の予算でございました。内訳としましては、一般財団法人の補助金530万円と、文化庁の補助金、これが国庫支出金という部分ですけども970万で1,500万円の予算という形でございます。一般財団法人の530万円の補助金はそのまま採択されましたので、この530万円の予算と、この寄附金の530万円、合計1,060万円の事業費、これらをこちらを補助金として支出しているという形でございます。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の138頁から141頁まで。第8款土木費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） 今回ですね、歳入歳出補正が1億6,760万円を追加。ごめんなさい、どこですね。8款8款2項2目1の4新区画向上通学線橋梁架替事業、いいですよ。141頁。いいですよ。8款2項2目、1新区画向上。これ、今回の補正予算が1億6,760万円の追加となっている中で、1億5,950万円の減額って、これも何か、どういふことなのかっていう、多分また同じ補助金の関係だと思うんですけども、ちょっと見込みが甘いんじゃないかってこの前も言ったんですけども、この辺いかがでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 今瀧建設水道課長。

○建設水道課長（今瀧 毅君） 新区画向上通学線の橋梁の架け替え事業につきましては、冒頭の提案理由の中にもありましたとおりですね、北海道事業が先送りになったことによりまして、本町で予定した事業も先送りせざるを得なかったというような理由でございますので、議員おっしゃるその1億なにがしの追加補正とはまた別の理由による減額補正ということで理解頂ければという風に思います。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の140頁から147頁まで、第9款消防費及び第10款教育費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の146頁から151頁まで、第11款公債費及び第12款諸支出金について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の108頁から111頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第15款道支出金までについて、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の112頁から115頁まで、第16款財産収入から第21款町債までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の104頁から107頁まで。第2表繰越明許費補正から第4表地方債補正までについて質疑を許します。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしくお願いいたします。105頁、債務負担行為補正でまちづくり寄附管理事業についてでございます。こちらの次年度令和7年度ですね、非常に大切な、このまちづくり寄附、それを受けるためのですね、本当に大切な事業だと思っておりますね、どのようなイメージのですね、企業というか、想定していて、それで、効果といたしますかね、次年度どの程度の見込みでですね、まちづくり寄附、想定しているのか、その辺りを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) ただいまの105頁、債務負担行為の、こちらに載せております。来年度のふるさと納税の事務代行及び広告宣伝業務、これについてでございますけれども、まずですね、想定している企業様といたしますか相手方というのは、一般的に大きく取り扱っている大手の企業ではなくてですね、可能であれば、条件の中に入れようと思っておりますけれども、美瑛町に営業所あるいは本店があること、これによってですね、いわゆるその漏れバケツの少しでもその解決になればというのがあります。

それから町内のスタッフ、町内在住のスタッフを雇いすること、このような条件をつけた上でですね、なおかつ通常の手当と同様業者というのは、8%から10%の成功報酬を受け取るのが常でございますけれども、こちらにつきましては、私どもは6%のお願いでいきたいなという風に思っております。こちらの債務負担行為でお載せしているこの金額ですけれども、まずは3億を想定しております、その6%で1800万。それに消費税を乗せた額がこちらでございますけれども、この年度のスタッフと納入業者のご努力によりましてですね、昨年比40%の伸びを見せており、この年度は4億を超えるであろうという見込みのもとで進めておりますけれども、来年度についてはさらなる上積み、今年の中では好調ではあるんですが、お送りする商品が欠品するというですね。好調がゆえの状況も見えましたのでその辺を解決し

つつ、皆様と協力をしながらですね、進めていきたいのですが、今回の実績を超えて、可能であれば5億、6億と積んでいきたいなという風に思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) ありがとうございます。よく言われる話なんですけども、ふるさと納税がどんだんこ、全国的にですね、広まって金額も増えてったと。1番多かったらどこだって言われたら、自治体じゃなくてですね、その間に入ってる会社が1番儲けたって、そういう話もあるぐらいなんですけれども、ただ今回ですね、やはり地元のそういうね、想定してるような企業があるとして、そことやっぱりですね、しっかりとタッグ組んでですね、今回令和6年度の実績数は4億かもしれないです。ふるさと納税が4億で、またさらに企業版のほうがこれまでよりも、1番ベストのね、数字出てるということなんですんで、ですからその辺ですね、しっかりと今回の何ていうんすかね。欠品になったりとかあるかと思えますけども、タッグ組んで頂いてですね、企業も成長してもらいたいし、また町のほうでもふるさとどんだけ、3億と言わず5億10億とですね、固定資産としては、まだまだ5億10億全国とのね間競争になるかと思うんですけれども、さらなる高みを目指して頑張っていたきたいという風に思いますので、決意表明兼ねてですね、お考えを伺えればと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 私どももですね、商品を納入してくださる、その業者様それから個人の方、そちらとの情報共有も大切だということがこの1年分かりました。あるいは農作物の表でありますので、農協さんとのご協力も大変重要なことが分かりました。私どもこの上川管内では、1位、2位がちょっと突出してるんですけれども、去年の寄附額で言えば、5番目の位置にあります。本年度の成績をもってすれば、さらに順位は上がっていくと順位は全然重要視はしておりませんけれども、美瑛の持っている農作物、それから加工品等のポテンシャルというのはまだまだ高いものがありますので、いかにして欠品を防ぎ、皆様の幸せにつながるようなですね、金額の伸びを獲得していくかということは、しっかりと計画の中に盛り込んで、これから契約をされる業者と一緒にですね、進めてまいりたいなという風に思ってます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 最後になりますけども、これまでにない試みとかですかね、またこれまでにやったんだけど、ちょっと直せばいいようなこと、それをしっかりとやってもらいたいなと思ってます。それで、特別町民証とあって、美瑛町のふるさと納税希望者に配られる、

そういう町民証があるんですけども、それがですね、非常に事務的なもので、ほかの自治体と比べてですね、何かちょっと素っ気がないというか、何かそういうのもちょっとね、せっかくだからそういう今後提携する企業の方とですねやって、どんどんこう面白いことって言ったらかちょっと変ですけどもね。それこそヤフーニュースのトップに出るような感じ、美瑛町こんなことやったんだっていう町長のサイン入りの色紙かもしれないですけども、どうなるか分からない。ただ、やっぱりですね、斬新なことをですね、ぜひその企業さんと一緒にやって、盛り上げて行ってほしいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 今、私どもが想定しているものはですね、いまだ目を見張るような突飛のようではなくて、まずは必要経費をいかに下げるか、あるいは欠品をせずに、いかにその魅力的にその美瑛の商品を見せるかっていうところを、今その基礎部分を再度、検討見直しをしているところであります。そのためには写真の撮り直しとかですね、ホームページの見せ方についても研究するというようなところを考えておましてですね、これについては、しっかりと、4月以降は業者さんと一緒にですね、ブラッシュアップをしていきたいこと。それから、例えば今までの商品にこだわらずその体験のところでも、もっともっと美瑛で体験できることっていうのはあります。その世間一般にありますようにトレッキングとかですね、ラフティングとかそういうことに限らず、もっと切り口の違ったやり方でいけばですね、さらにその美瑛に滞在してこの体験をするそれに対して対価を支払いするというようなことは伸びしろは非常にあると思っておりますので、それについてはですね、皆様のご期待に沿えるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の101頁から103頁まで、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第10号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第19号についての質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑を行います。議案集の152頁から157頁まで。令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正

並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで議案第20号についての質疑を終わります。

次に、議案集21号について質疑を行います。議案集の158頁から163頁まで。令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出の全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第21号についての質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑を行います。議案集の164頁から170頁まで。令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第22号についての質疑を終わります。

議案第23号について質疑を行います。議案集の171頁から175頁まで、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第23号についての質疑を終わります。

次に、議案第24号について質疑を行います。議案集の176頁及び177頁、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第3号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第24号についての質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑を行います。議案集の178頁から183頁まで。令和6年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第3号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第25号についての質疑を終わります。これで議案第19号から議案第25号までの7案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第19号についての討論を終わります。

次に、議案第20号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第20号についての討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第21号についての討論を終わります。議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第22号についての討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第23号についての討論を終わります。

次に、議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第24号についての討論を終わります。

次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第25号についての討論を終わります。

これから、日程第26、議案第19号の件を採決します。議案第19号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第10号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第20号の件を採決します。議案第20号、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第21号の件を採決します。議案第21号、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第21号の件は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第22号の件を採決します。議案第22号、令和6年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数で、したがって、議案第22号の件は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第23号の件を採決します。議案第23号、令和6年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第24号の件を採決します。議案第24号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第24号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第25号の件を採決します。議案第25号、令和6年度美瑛町町立病院事業会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第25号の件は原案のとおり可決されました。

日程第33 報告第1号 専決処分について

○議長(野村祐司議員) 日程第33、報告第1号、専決処分についての件を議題といたします。

本件について、地方自治法第117条の規定によって、1番、武田信玄議員の退場を求めます。

(1番 武田 信玄議員 退室)

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧建設水道課長。

(建設水道課長 今瀧 毅君 登壇)

○建設水道課長(今瀧 毅君) 報告第1号専決処分についてご説明申し上げます。議案集は189頁になります。

令和6年第4回定例会において、請負契約の議決を頂いた美園村山線道路改良舗装工事は、構造物撤去費用並びに掘削運搬処理費用等の概数が確定したことに伴い、設計変更を行い、契約金額が変更となったことから、1月28日に、美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により議会へ報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認め、したがって、報告第1号の件は報告を終わります。暫時休憩いたします。

休憩宣言(午後3時02分)

(1番 武田 信玄議員 入室)

再開宣言(午後3時03分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、引き続き、会議を再開いたします。

閉会宣告

○議長(野村祐司議員) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

閉会挨拶

○議長(野村祐司議員) 閉会に当たりご挨拶を申し上げます。早朝からのご審議でありました。大変ありがとうございました。

明日は町長、教育長の施政方針演説でございます。その進路が示されるとございまして。ございますが、継続して慎重な審議をお願いいたし、いたしまして閉会の挨拶といたします。今日は大変ご苦勞さまでございました。

午後3時04分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年6月16日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 保田 仁

議員 白石 久代